

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一の十一（略）</p> <p>一〇一の十二 設備規則第四十九条の十六においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの</p> <p>一〇一の十二 設備規則第四十九条の十六の二においてその無線設備の条件が定められているデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの</p> <p>一の十三〇五十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二章〇第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条 関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一の十一（略）</p> <p>一〇一の十二 設備規則第四十九条の十六に規定する無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの</p> <p>一の十三〇五十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二章〇第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条 関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p>

置 装 信 送			置 装 一
周 波 数	占有周波数帯幅	スプリアス発射	二 試験項目
周波数計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	低周波発振器、スプリアス	三 測定器等
(略)	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別
○	○	○	備設線無の二の二の号一第項一第条二第
○	○	○	備設線無の二の二の号一第項一第条二第
(略)	(略)	(略)	(略)

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 特性試験
- 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
- ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置 装 信 送			置 装 一
周 波 数	占有周波数帯幅	スプリアス発射	二 試験項目
周波数計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	低周波発振器、スプリアス	三 測定器等
(略)	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別
○	○	○	備設線無の二の二の号一第項一第条二第
(略)	(略)	(略)	(略)

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 特性試験
- 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
- ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装信受																												
相互変調特性	感度抑圧効果	隣接チャンネル選度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	電波等の限度	副次的に発する電波等の限度	送速度	電力	搬送波を送信していないときの電力	えい電力又は帯域外漏えい電力	隣接チャンネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	時間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音率	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調度	周波数偏位又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	強	又は不要発射の度			
標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器レベル計	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器電力計	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	電力計又はスペクトル分析器				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
													○								○			○				
													○											○				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				

置装信受																												
相互変調特性	感度抑圧効果	隣接チャンネル選度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	電波等の限度	副次的に発する電波等の限度	送速度	電力	搬送波を送信していないときの電力	えい電力又は帯域外漏えい電力	隣接チャンネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	時間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音率	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	変調度	周波数偏位又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	強	又は不要発射の度			
標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器レベル計	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器周波数計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器電力計	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	電力計又はスペクトル分析器				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
													○								○			○				
													○											○				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				

局部発振器の周波数変動	周波数許容	計	(留)	(留)
ダイエンフアンスタ特性	低周波発振器直線検波器	(留)	(留)	(留)
総合型及び雑音	標準信号発生器標準雑音計	(留)	(留)	(留)

ヤ・ハ (留)
 ニ・三 (留)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局(PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の5、第11号の6、第11号の9、第11号の10、第11号の13、第11号の14、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第16号、第17号、第18号、第24号、第38号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しくは第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する

局部発振器の周波数変動	周波数許容	計	(留)	(留)
ダイエンフアンスタ特性	低周波発振器直線検波器	(留)	(留)	(留)
総合型及び雑音	標準信号発生器標準雑音計	(留)	(留)	(留)

ヤ・ハ (留)
 ニ・三 (留)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局(PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の5、第11号の6、第11号の9、第11号の10、第11号の13、第11号の14、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第16号、第17号、第18号、第24号、第38号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しくは第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若し

無線局若しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

表 (略)

注1～2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載する(ほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

別表第三号～六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

くはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

表 (略)

注1～2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載すること。

この場合において、シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。

別表第三号～六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

様式（略）

注1～3（略）

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	(略)
第2条第1項第1号の12に掲げる無線設備	B
第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備	CU
(略)	(略)

様式第8号～第12号（略）

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

様式（略）

注1～3（略）

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
(略)	(略)
第2条第1項第1号の12に掲げる無線設備	B
(略)	(略)

様式第8号～第12号（略）